

平成 30 年 5 月の税務

申告の際にご利用ください

5/10

- 4 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5/15

- 特別農業所得者の承認申請

5/31

- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 3 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 9 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 2 月、3 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(1 月決算法人は 2 ヶ月分、個人事業者は 3 ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

○自動車税の納付

○鉾区税の納付